

要保護児童対策地域協議会取り扱いケースの実態とサービス提供について その1

—家庭の文化的背景とサービス提供に焦点を当てて—

○ 日本子ども家庭総合研究所 有村 大士 (5180)

山野 則子 (大阪府立大学・3203)、和田 一郎 (茨城県土浦児童相談所・7993)、

湯澤 直美 (立教大学・2148)、新保 美香 (明治学院大学・3246)

キーワード：要保護児童対策地域協議会・文化の連鎖・福祉・教育サービス

1. 研究目的

要保護児童対策地域協議会については、数多くの先行研究があり、ネットワークが機能する方法について検討がなされてきた。一方、取り扱われたケースについては単純な集計が厚生労働省により提示されているのみで、詳細は各自治体の要保護児童対策協議会の事務局が台帳にて管理し、詳細な実態については分析が進んでいない現状と言える。

例えば Steele (1980) は、子ども虐待の発生条件として①親自身が受けた虐待経験などの生育歴、②経済的問題など何種類かの生活上のストレスが存在する危機、③社会性の低さからくる資源の欠如、④子どものやりにくさを挙げた。これら4つの発生要因に関わる家庭背景、経済的問題について、虐待やマルトリートメントとの関連などが指摘される一方、実態について詳細な分析は進んでいない。従って要保護児童対策地域協議会が、ネットワークとして発生要因の軽減を行えるかという視点で見ていくことは重要である。

発表者らはこれまで、すべての子どもが通う場である学校現場において、貧困問題を課題として提起してきた (山野 2006)。教育分野における施策が、そして近年貧困の実態がより明確化されるなかで (湯澤ほか 2009) 貧困対策や母子施策 (湯澤 2007) の要保護児童対策地域協議会における活用についての議論は意義があると考えた。

本研究では要保護児童対策協議会取り扱いケースについて、子ども虐待やマルトリートメント等の実態、親・家庭の文化的背景等を検討した。また、福祉系に止まらず、教育委員会が提供するサービスも含め、社会サービス投入の実態について分析を行った。

2. 研究の視点および方法

要保護児童対策地域協議会において、通報ケースの生活実態、状況を明確化する。生活保護受給の有無、就学援助の有無、さらに母子や障害ヘルパー派遣サービス活用の有無、学校における家庭教育支援の有無、スクールソーシャルワークの関わりの有無、個別ケース会議開催の有無、子育て支援策活用の有無、などサービス活用状況も把握する。その背景を分析し、事例が深刻化するか否かと、上記のサービス利用との関連を見る。

具体的には、東日本大震災によって大きな被害を受けた東北3県を除く市町村から、乱数によるランダムサンプリングを行った。研究班メンバーから推薦のあった自治体と上記のランダムサンプリングによって抽出された自治体に対して、上記のサービスを提供している自治体に、要保護児童対策地域協議会で取り扱ったケースについて、予算措置を行っ

ている事業2例を含む4例の提供を依頼した。

ロジスティックステップワイズ回帰分析により、虐待・マルトリートメントや親・家庭の状況に対して影響力の高い項目を抽出し、親の子ども時代における家庭の状況、さらには文化的背景について検討を行った。さらに分析によって析出された実態に対して、市町村の福祉系、および教育委員会系のサービスについての実態を分析し、考察を行った。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮として、収集した調査票は入力後、コンピューター上で取り扱い、個別の市町村、およびケースとしては分析を行わないこととした。なお、本研究全体については、大阪府立大学倫理委員会にて承認を得た。

4. 研究結果

全国の自治体より972件のケースが収集された。当該のケースについて子ども虐待・マルトリートメントと共に、親の子ども時代の家庭の状況も把握した。その結果、親の被虐待経験と対象児童の身体的、心理的虐待、ネグレクトの状況について関連が示唆された。また子どものネグレクト状況は、親の状況についての複数項目が影響し、また親の状況は親の子ども時代の家庭の状況や親の被虐待経験に複数項目が影響していた。例えば、子どもの状況「必要時通院なし」は、親の状況「公金滞納」「養育技術への不安」「学校に持ち物を持ってこない」が影響し、このそれぞれの親の状況は「公金滞納」は親の子ども時代の「貧困」との関連が示唆された。同様に、「養育技術への不安」は「貧困」「被ネグレクト」と、また「学校に持ち物を持ってこない」は「被ネグレクト」が影響していた。

またサービスの活用は、重複可で不登校個別支援プログラム(42.9%)、適応指導教室(47.8%)とどちらも不登校関係であり、教育とのリンクはなされているとみなせるが、生保世帯自立支援プログラムは4件(2.2%)であり、貧困施策とのリンクは同じ福祉部内であるにも関わらずリンクしているとは言えない状況であった。詳細は当日ご報告したい。

5. 考察

あくまでも要保護児童対策地域協議会に挙げた事例では、子ども・家庭の状況は親の子ども時代の環境環境との関係が析出され、親が自身の子ども時代に大きく影響されている実態が示唆された。母子や生活保護施策では親のみを対象にみてプログラムを決定しがちである。しかし、子どもは自らの養育環境をモデルに育つことを念頭に置き、子どもが成長した後どのような養育文化を持つかを焦点に、長期的視野で総合的にプログラムを活用、あるいは親や家庭の状況に関してカスタマイズする道筋を作る必要がある。これまでも個別事例では生活保護や母子担当との連携はされてきたが、さらに教育委員会とも密接に連携し、積極的に相互のプログラムを活用する体制作りが必要であると判断する。

※本研究は、こども未来財団平成23年度児童関連サービス調査研究等事業「児童虐待の予防・対応のための連携に関する研究～貧困施策や教育分野におけるサービスとのリンク～」(主任研究者：山野則子)の一部について発表するものである。